

■ 決算特別委員長報告 ■

〈委員長報告 令和7年12月19日本会議〉

決算特別委員会での審査結果等について、御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案第86号「令和6年度鹿児島県歳入歳出決算について認定を求める件」など議案3件につきまして審査を行い、いずれも認定すべきものと決定いたしました。

【一般会計及び企業会計を除く各特別会計】

最初に、議案第86号の令和6年度一般会計及び企業会計を除く各特別会計の決算について、御報告申し上げます。

まず、一般会計に係る決算概要については、歳入総額が前年度比0.6%減の9,302億円余り、歳出総額が0.1%減の8,908億6,000万円余りで、形式収支、実質収支は、ともに黒字となっております。

財政状況を見ますと、令和6年度末の財政調整に活用可能な基金残高は、250億5,000万円余りで、前年度に比べおよそ4,000万円の増となっております。

一方、地方交付税の振替えである臨時財政対策債などを除いた、本県が独自に発行する県債残高は1兆477億7,000万円余りとなり、前年度末より20億4,000万円余り増加しております。

また、特別会計は母子父子寡婦福祉資金貸付事業など九つの会計で、歳入総額は4,030億2,000万円余り、歳出総額は3,973億1,000万円余りで、形式収支、実質収支は、ともに黒字となっております。

審査の過程でありました主な論議について、申し上げます。

まず、総務部の審査において、きらめき職員・職場づくり事業の不用額が844万円余りとなった理由及び内訳について質疑があり、「事前に計画していた研修内容について、執行段階で変更があり、不用額が生じたものである。内訳については、職員研修事業等で約250万円、海外研修や民間企業等への派遣で約500万円となっている」との答弁がありました。

委員からは、「外部の方々との交流の中で、県職員が新たな視点を獲得し、結果として県民サービスの向上につながることが期待される事業であるので、事業は継続した上で、不用額が生じることがないよう努めていただきたい」との要望がありました。

次に、観光・文化スポーツ部の審査において、ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅の大規模施設修繕について質疑があり、「設計に関し日数を要したため、工事の実施を今年度に繰り越したところであるが、工事は既に発注しており、繰越額の範囲内でできることとなっている」との答弁がありました。

委員からは、「スポーツの振興や交流人口の拡大にも影響してくると思うので、計画的な修繕及び維持管理を行い、施設の特性に応じた更新、または長寿命化を図っていただきたい」との要望がありました。

次に、環境林務部での審査において、林業・木材産業改善資金貸付事業の貸付実績が直近3か年で0件となっている理由について質疑があり、「近年の市中金利の低下による銀行からの融資利用の拡大や、機械導入に利用できる補助事業の活用により、融資実績が減少していると考えられる。しかし、最近は金利の上昇がみられ、無利子である当該貸付事業の需要が見込まれることから、今後も関係機関と連携を図りながら、利用の促進に努めてまいりたい」との答弁がありました。

委員からは、「林業・木材産業分野で一定の投資の動きはあり、当該貸付事業の潜在的なニーズはあると理解した。今後も林業・木材産業の改善が進められることを期待したい」との意見がありました。

次に、保健福祉部での審査において、1億300万円余りが収入未済となっている生活保護費返還金に関し、返還が生じる経緯や対応について質疑があり、「生活保護受給者が、一時的な就労や年金の遡及支給などで臨時に収入を得た際に、収入申告を行わなかった等のために、返還金が生じている。

返還請求を行うが、臨時の収入をいったん消費してしまうと、なかなか返還が進まない。分割返納の手続きをとり、計画的に返還してもらえるよう対応している」との答弁がありました。

委員からは、「税金を充てて支給しており、生活保護制度を将来的に持続していくためにも、過分に受け取っている方には返していただけるよう、しっかり取り組んでいただきたい」との要望がありました。

次に、農政部の審査において、かごしまの農林水産物認証制度普及事業に関し、消費者への周知方法や不用額の理由について質疑があり、「小売店に依頼し、K-GAP取得農産物をアピールするフェアを開催している。また、不用額はGAP指導員研修の参加者を当初予算で46名と見込んでいたが、実績が42名であり見込みを下回ったことによる」との答弁がありました。

委員からは、「GAPについて、消費者に対する理解促進を図るとともに、取得するメリットを再確認できるような取組をしてほしい」との要望がありました。

次に、土木部の審査において、廃道敷地の売扱実績等について質疑があり、「令和6年度は、新たに9件19筆、2,658平方メートルの廃道を受け入れ、そのうち7件16筆、2,392平方メートルを売却した。過年度の累計で、約100万平方メートルの廃道がある」との答弁がありました。

委員からは、「相当な面積の廃道が残っているので、歳入確保の観点から、積極的に廃道処分の取組を進めた方がいいのではないか」との意見があり、「廃道処分の必要性は重々認識しており、引き続き、地元市町村とも協力しながら廃道の処分に努めていく」との答弁がありました。

次に、警察本部の審査において、坂元町の旧警察学校跡地の土地売却の経緯や今後の土地の活用予定について質疑があり、「旧警察学校跡地のうち、庁舎跡地については既に売却済みであったが、今回新たに通路部分の購入希望があったため売却したところである。売却先である業者からは、今後は庁舎跡地を含め、宅地開発を進めていく予定である」との答弁がありました。

これらの審査の結果、議案第86号については、取扱意見として「予算の目的に沿った効率的かつ効果的な執行がなされたものと認められる。また、財産の管理や業務の執行体制についても、おおむね適正であると認められるので、認定すべき」との意見と、「スポーツ・コンベンションセンター整備事業においてPFI方式から従来型手法に見直したことに伴う事業費の無駄がある、緊急治安対策事業において県警あんしんメールの配信に身内に甘い運用がある」として、「不認定とすべき」との賛否両意見があり、採決の結果、認定すべきものと決定いたしました。

【工業用水道事業特別会計】

次に、議案第93号の令和6年度工業用水道事業特別会計決算について、申し上げます。

令和6年度の鹿児島県工業用水道事業は、44事業所に対し、1日平均1万6,137立方メートルを供給し、令和6年度の営業成績は総収益3億6,000万円余り、総費用3億3,100万円余りで、差引き2,900万円余りの純利益となっております。

このような状況を踏まえ、主な論議について申し上げます。

委員から、企業債の元金償還の見通しについて質疑があり、「令和6年度の償還額は約1億7,300万円であるが、令和7年度の約1億7,700万円をピークに、以後は徐々に減っていく見込みである。これは、永田川の企業債の償還が令和11年度に終了するためであり、令和12年度以降の償還額は1億500万円程度で推移する見込みである」との答弁がありました。

審査の結果、取扱意見として、「使用料の引き上げにより一定の収益確保がなされていることを確認した。当面は大規模な施設修繕等を予定していないことから、今後の事業運営は令和6年度と同程度の収支に落ち着くとされるものの、企業債の元金償還等が大きな課題である。このため、施設の適切な管理に努めつつ、人件費や委託料の上昇などの情報を収集しながら営業費用などの経費の抑制に努める一方、収益の確保を図るため、給水先事業所とよく意見交換し、引き続き給水契約の継続・拡大に努め、県工業用水の安定供給と経営の安定・効率化が図られるよう一層の努力をされることを要望し、認定すべきである」との意見があり、全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

【病院事業】

次に、議案第99号「令和6年度病院事業特別会計決算」について申し上げます。

まず、決算の状況については、経常収支がマイナス 24 億 2,000 万円余りで、2 年連続の赤字、また、資金収支はマイナス 18 億円余りで、平成 18 年度の地方公営企業法全部適用以来、初めての赤字となっております。

このような経営状況を踏まえ、主な論議について申し上げます。

診療報酬における個人負担分の未収金対策として、法的措置に至る考え方やその結果、法的措置に至らない未納者への対応について質疑があり、「未納がおおむね 3 万円以上で、支払い能力があるにもかかわらず長期に高額滞納している未納者に対し、法的措置をとることとしている。令和 6 年度は 3 件の法的措置を講じ、うち 1 件について、全額の 3 万 6,000 円を回収したところである」、「3 万円を超えない未納者に対しては、分割納付などで対応しているが、生活が困窮しているなどの事情で不納欠損となるものもある」との答弁がありました。

委員からは、「未収金額が相当あり、粘り強く回収作業に努めていただきたい」との要望がありました。

審査の結果、取扱意見として、「令和 6 年度の決算については、5 病院全体で経常収支、資金収支ともに赤字となっており、経営環境は、診療圈人口の減少に伴う患者減や、深刻な医師看護師不足、診療報酬改定等の医療制度、デジタル化への投資や施設の老朽化に伴う設備投資の増加、物価高騰など、複数の大きな課題や不安定要因がある。このような中で、持続可能な経営を確立しながら、地域の中の中核的医療機関という県立病院の役割を継続的に担っていくため、県立病院第三次中期事業計画があり、医療面、経営面の目標を達成できるよう、計画の着実な実施に努めるとともに、令和 7 年度に設置された県立病院在り方検討委員会において、スピード感を持って検討を進めながら、患者の期待にこたえる機能の充実や、経営の安定を図っていただくことを要望する。また、未収金については、計画的な解消に努め、新たな未収金を発生させないよう取り組んでいただくことも要望して、認定すべきである」との意見があり、全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

最後に、委員会としての要望を申し上げます。

「一般会計及び特別会計ともに、歳入の確保、負担の公平の観点から、まず、未収債権の新規発生の未然防止に努めるとともに、債権管理マニュアル等に基づく債権管理と効率的な債権回収の徹底に取り組むこと。また、県有財産について、今後の利活用が見込まれない未利用財産については、積極的な売却に努めること。さらに、県有施設等については、計画的な修繕及び維持管理を推進し、施設の特性に応じた更新、長寿命化を図ること。そして、歳出予算については、事業量等の早期把握に努め、的確な事業計画等に基づき執行し、事業計画の変更等に伴う予算残額は補正予算で減額するなど、決算不用額の縮小に努めること」

この 4 点について、委員会として、一層の取組の強化を要望いたします。

特に、今後の利活用が見込まれない未利用財産の積極的な売却については、委員から「霧島くりの工業団地のように、長期間に渡って売却が進んでいない物件については、民間の知恵も借りるなど手法を工夫していただきたい」、「廃道敷地のように、買い取り申し出があってから売却までに時間を要している事案については、手続を見直し、スピード感をもって売却していただきたい」との要望がありました。